

令和4年度（令和5年度集計）体罰およびセクシュアル・ハラスメント に関する調査結果について

千葉市教育委員会では、令和4年度分の市立の小・中・中等教育・特別支援・高等学校の児童生徒（保護者）および教職員を対象とした体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

1 調査の目的

本調査は、児童生徒と教職員との関わり合いの中で起こる体罰やセクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握するとともに、具体的な対策を講じ、より良い学校環境をつくるために実施する。

2 調査方法等

(1) 調査対象者

市立の小・中・中等教育・特別支援・高等学校に在籍する児童生徒および教職員（臨時・会計年度任用職員を含む。）

※小学校・特別支援学校は保護者も含む。

(2) 調査対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月8日

(3) 実施方法

- ・アンケート調査とし、氏名は「無記名も可」としている。
- ・今回の調査から、調査用紙の性別欄に男女の選択肢を設けず、任意の記入とした。
- ・今回の調査から、教職員の調査を再開した。教職員用調査票の設問に、教職員間における「ハラスメント」についての設問を加えた。

(4) 回収方法等

- ・全校種の児童生徒が自宅で回答し、提出する。回収については担任が関わらず、管理職が各教室を回って回収する。また、教育委員会へ郵送による提出も可能としている。
- ・教職員の回答については、管理職が回収する。また、教育委員会「スクールレスキュー」へ郵送による提出も可能としている。

3 調査結果等 ※詳細は、別添資料参照

(1) 体罰調査（児童生徒・保護者）

体罰と判断される行為 1件（前回調査2件）

※戒告1件（令和4年度処分済）

(2) セクシュアル・ハラスメント調査（児童生徒・保護者）

小学校2人（前回調査9人）、中学校・中等教育学校10人（前回調査6人）、
高等学校0人（前回調査0人）、特別支援学校0人（前回調査0人）

※調査結果を踏まえ児童生徒本人と面談をする等状況を確認したところ、教職員から児童生徒に対するセクハラ等の具体的相談について、処分等に当たるものはなかった。

(3) 教職員間におけるハラスメント調査

小学校 24 人、中学校・中等教育学校 12 人、高等学校 2 人、特別支援学校 4 人

※調査結果を踏まえ、各学校において管理職等による聴き取りを行ったところ、処分等に当たるものはなかった。

(4) 各学校での現在の取り組み

職員会議等において資料を提示し、体罰、セクシュアル・ハラスメントの禁止について周知徹底を図っている。また、教職員同士の連携強化や共通理解を図り、風通しのよい環境づくりを行い、校内巡視や授業参観による状況把握と防止に向けた取り組みを進めている。

4 今後の取り組み

教育委員会は、教職員による体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、以下の取り組みを行う。(一部実施済)

(1) 毎年 4 月を「生命(いのち)の安全教育月間」とし、子どもたちが暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、全市立学校において、子どもの権利や暴力から自分の心と体を守るための予防方法等について学ぶ機会を設ける。

(2) 令和 5 年 4 月に新たに設置した児童生徒性暴力等防止対策検討委員会において、実効性のある性暴力等防止対策について調査審議等を行うことで「暴力のない安全・安心な学校づくり」を推進する。

(3) 教職員に対し、こども基本法や子どもの権利に関する外部講師による研修等を実施することで、行動の振り返りや新たな気づきの機会を与え、人権感覚を醸成する。

5 その他

今回の調査結果については、市教育委員会ホームページに掲載する。

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kyoikushokuin/index.html>

